

# ハローワーク京都公式 LINE アカウント運用方針

## 1 目的

本方針は、京都労働局が管轄する公共職業安定所（公共職業安定所の出張所を含む。以下同じ。）の LINE 公式アカウントの運用に関する事項について定める。

## 2 基本方針

- (1) アカウントは、公共職業安定所単位で開設することとし、これらを総称して「ハローワーク京都公式 LINE@」という。
- (2) ハローワーク京都公式 LINE@は、公共職業安定所の各種セミナーや面接会に関するもの等、求職者の就職及び求人者の人材確保等に資する情報等を発信することで、利用者サービスの向上を図ることを目的とする。また、ハローワーク京都公式 LINE@は、専ら情報の発信のみを行うものとし、投稿は受け付けない。意見・問い合わせは、京都労働局ホームページの「労働局へのご意見」(<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou26/kyoto-roudoukyoku-goiken>)において受け付ける。

## 3 運用方法

ハローワーク京都公式 LINE@では、アカウントを開設した公共職業安定所（以下「開設所」という。）が以下の情報等を発信する。

- ・開設所等が実施する各種セミナーや面接会に関するもの等、求職者の就職及び求人者の人材確保等に資する情報等、利用者サービスの向上のための情報等

## 4 免責事項

- (1) ハローワーク京都公式 LINE@の掲載情報の正確性には万全を

期しているが、利用者がハローワーク京都公式LINE@の情報を  
用いて行う一切の行為について、京都労働局及び開設所は責  
任を負わない。

- (2) ハローワーク京都公式LINE@に関連して生じた利用者間のトラ  
ブル若しくはその被った損害又はハローワーク京都公式LINE@に  
関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル若しくはその被  
った損害について、京都労働局及び開設所は責任を負わない。
- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用  
者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は京都労  
働局及び開設所に対して投稿コンテンツを全世界において無償  
で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、京都労働  
局及び開設所に対して著作権等を行使しないことに同意したも  
のとする。
- (4) 上記のほか、ハローワーク京都公式LINE@に関連して生じたいか  
なる損害についても京都労働局及び開設所は一切の責任を負  
わない。

## 5 著作権について

ハローワーク京都公式LINE@の内容について、私的使用又は引  
用等著作権法上認められた行為に限って、京都労働局及び開設  
所に無断で転載等を行うことができる。また、引用を行う際は適宜  
の方法により、必ず出所を明示すること。ただし、「無断転載を禁ず  
る」等の注記がある場合には、この限りではない。

## 6 運用方針の周知・変更等

本方針は、京都労働局ホームページに掲載し、その内容について  
は、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

令和4年4月1日